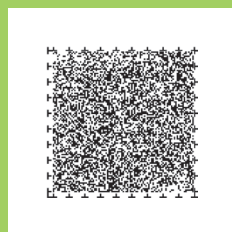


広島県地域福祉支援計画

概要版



令和2（2020）年4月



音声コード

策定の概要

1

1 策定の趣旨

社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになった一方、ダブルケアや8050問題などの複合的な課題や制度の挟間の課題が顕在化しており、社会的孤立など地域とのつながりが薄まる中で、福祉課題を抱えた人や世帯が発見されず、具体的な支援につなげていないケースがあります。

こうしたこれまでの福祉制度では対応できない課題へ対応しながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、「広島県地域福祉支援計画」を策定し、県内全域で、県民が、社会的に孤立することなく、世代を超えて、住み慣れた場で、生き生きと暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

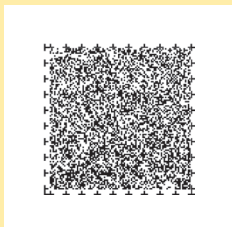
市町地域福祉計画の支援に加え、高齢者・障害者・児童・その他福祉に関する個別計画と連携・整合を図りながら、地域における高齢者・障害者・児童等の福祉に関し、共通して取り組む事項を定めます。

3 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

4 計画のマネジメント

重層的なセーフティネットの構築に向けた施策は、都市部や中山間部など地域の特性を踏まえ、どのような取組が有効であるかをモデル的に実施し、十分に効果を検証した上で、全県展開を検討します。



音声コード

基本理念と目指す姿

本計画では、基本理念及び10年後の目指す姿に加え、県民の皆様、関係者と常にゴールを共有し、具体的な行動につなげていくため、個別の施策ごとに、5年後及び10年後の目指す姿を設定しています。

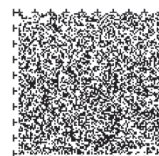
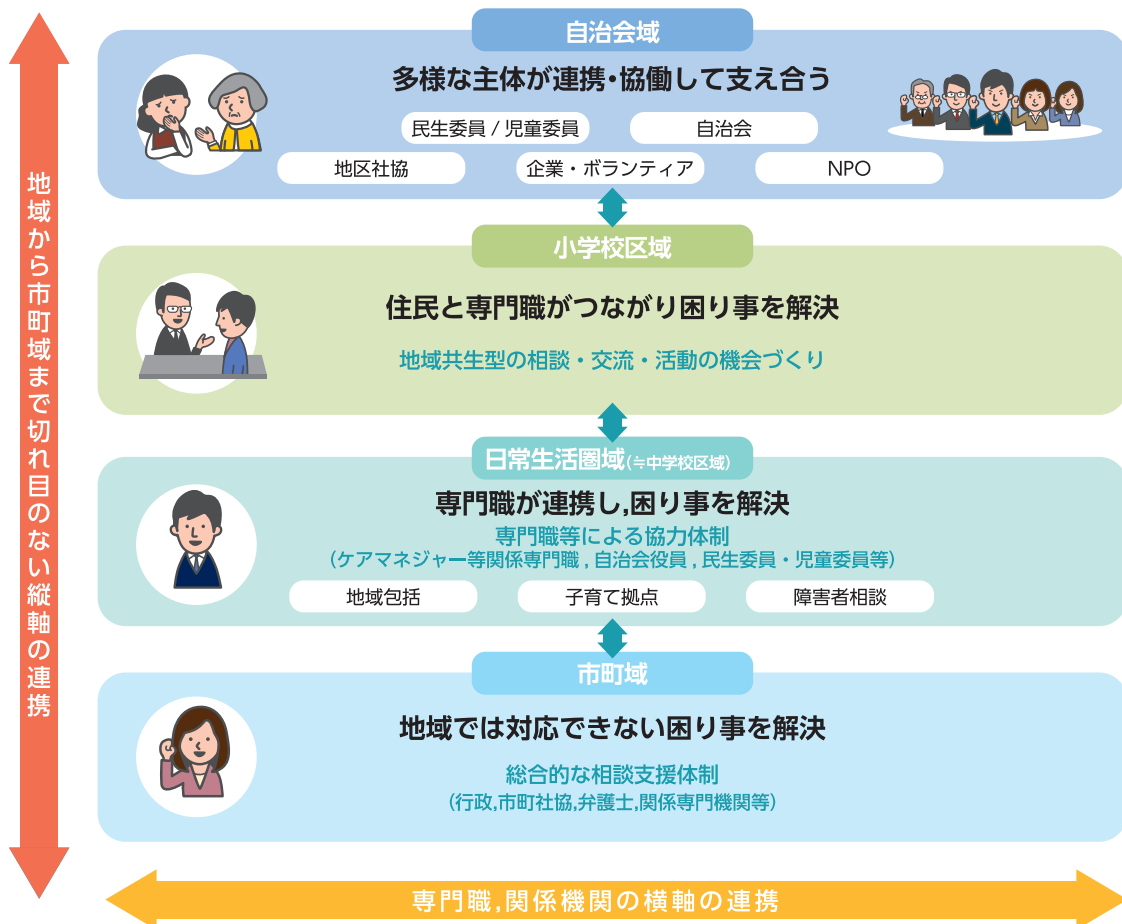
基本理念

多様性を認め合い 支え合いながら
自分らしく活躍できる
安心と活気あふれる共生のまち 広島県

10年後の目指す姿

県民は、地域コミュニティへの参画や地域活動への参加の機会を得て、地域とのつながりを強め、多様な主体との協働により、見守り合いと支え合いが生まれています。

日常生活上の困り事を抱える方々を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、解決につなげる重層的なセーフティネットが構築されています。



計画の施策体系

施策の柱

推進施策

支え合いを進めるための仕組みと土壌づくり（重点的取組）

重層的なセーフティネットの構築

- 1) 多様な主体による支え合いづくり
- 2) 地域支え合いネットワークの構築

どのような取組が有効であるかをモデル的に実施し、十分に効果を検証した上で、全県展開を検討する。

地域福祉を推進するための諸施策（基礎的取組）

① 見守り合い・支え合いの推進

- 1) 地域の見守り活動の推進
- 2) 民生委員・児童委員の確保
- 3) 地域の担い手の養成
- 4) 住民の学習機会の充実
- 5) 学校教育における福祉教育の推進

② 共に支え合う地域づくりの推進

- 1) 避難行動要支援者対策の推進
- 2) 外国人の生活支援の充実
- 3) 矯正施設退所者の地域定着支援
- 4) 社会福祉法人による地域公益活動の促進

③ 権利擁護の推進

権利擁護の推進

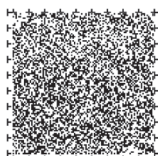
施策の推進に向けて…

① 推進組織の設置

モデル事業を実施する市町の取組支援，モデル事業の効果検証，地域福祉支援計画の進捗管理と評価，施策の具体的プログラムの策定・推進，市町との連携等を，地域福祉の専門的な見地を踏まえながら，実施していきます。

② 市町の取組に対する県の支援

地域福祉計画未策定の市町に対して，市町の実情や未策定となっている要因等を確認し，早期の策定に向けた働きかけを行います。



支え合いを進めるための 新たな仕組みと土壌づくり (重点的取組)

支え合いの仕組みを構築するため、広島県は、県内各市町と連携、そして支援しながら、次の施策を重点的に進めていきます。

重層的なセーフティネットの構築

1 多様な主体による支え合いづくり

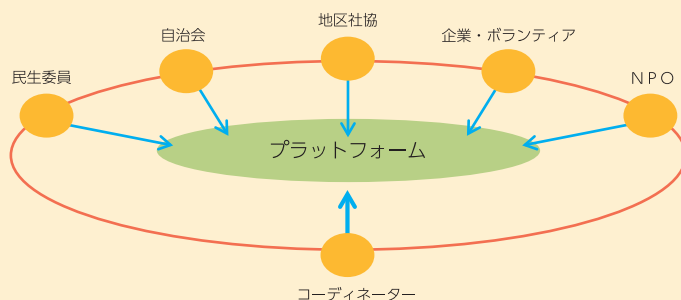
様々な生活課題に対して、公的な福祉サービスだけでは対応できないため、住民と多様な主体が協働したインフォーマルな支え合いによる新たなコミュニティづくりを進めます。

① 多様な主体をつなぐ 「支え合いの“わ”」の創出

市町の実情に応じて、地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して地域生活課題を共有し、解決に取り組むことが出来るよう、「地域共生プラットフォーム」の形成に努めます。

② 多様な主体が協働した活動の創出

プラットフォームで定期的に情報交換を行い、地域の課題を共有し、解決策を協議する地域生活課題解決型のプロジェクトによる活動を進めます。

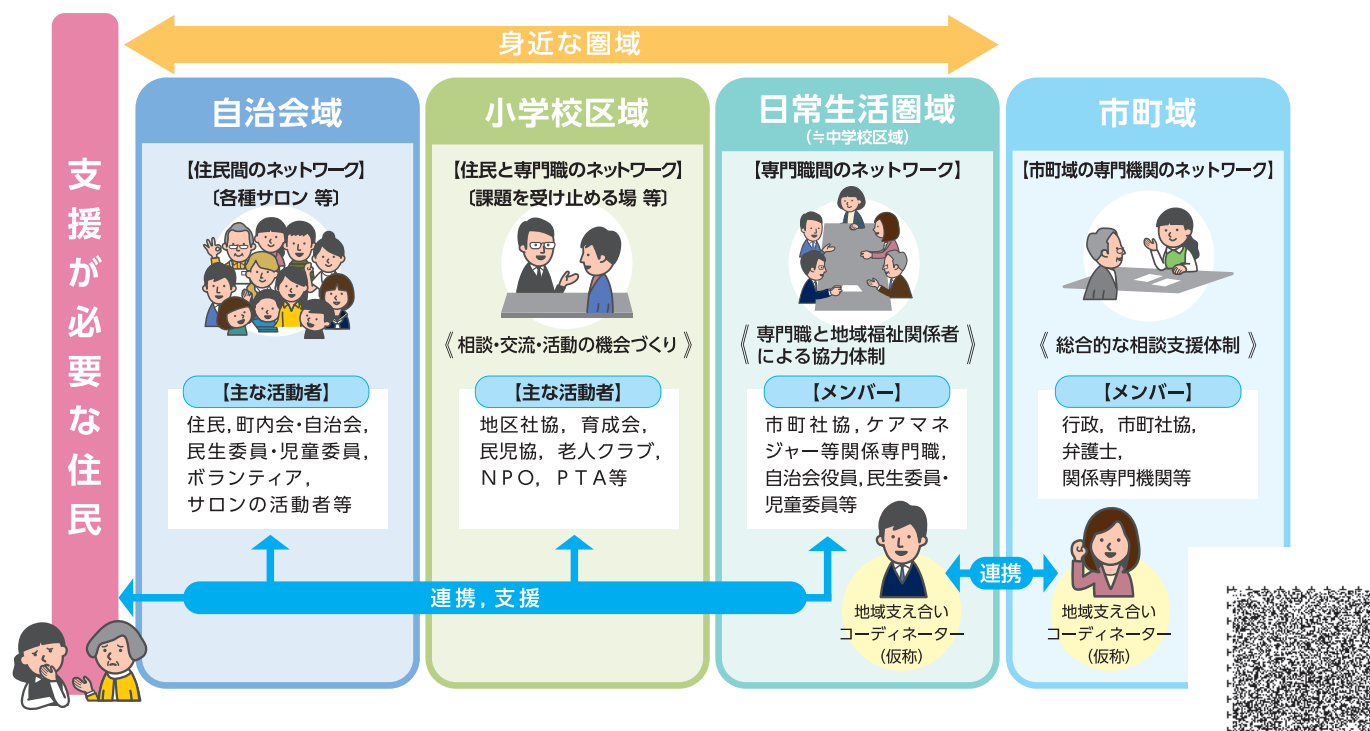


③ 地域共生型の相談・交流・ 活動の機会づくり

市町の実情に応じて、住民が身近な地域の情報を得たり、気軽に相談できるとともに、多世代・障害者などの住民が出会い、交流し、支え合うことができる活動の機会づくりに努めます。

2 地域支え合いネットワークの構築

地域の生活課題を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、支援につなげる仕組みとして地域支え合いネットワークを構築します。



①地域支え合いネットワークの構築

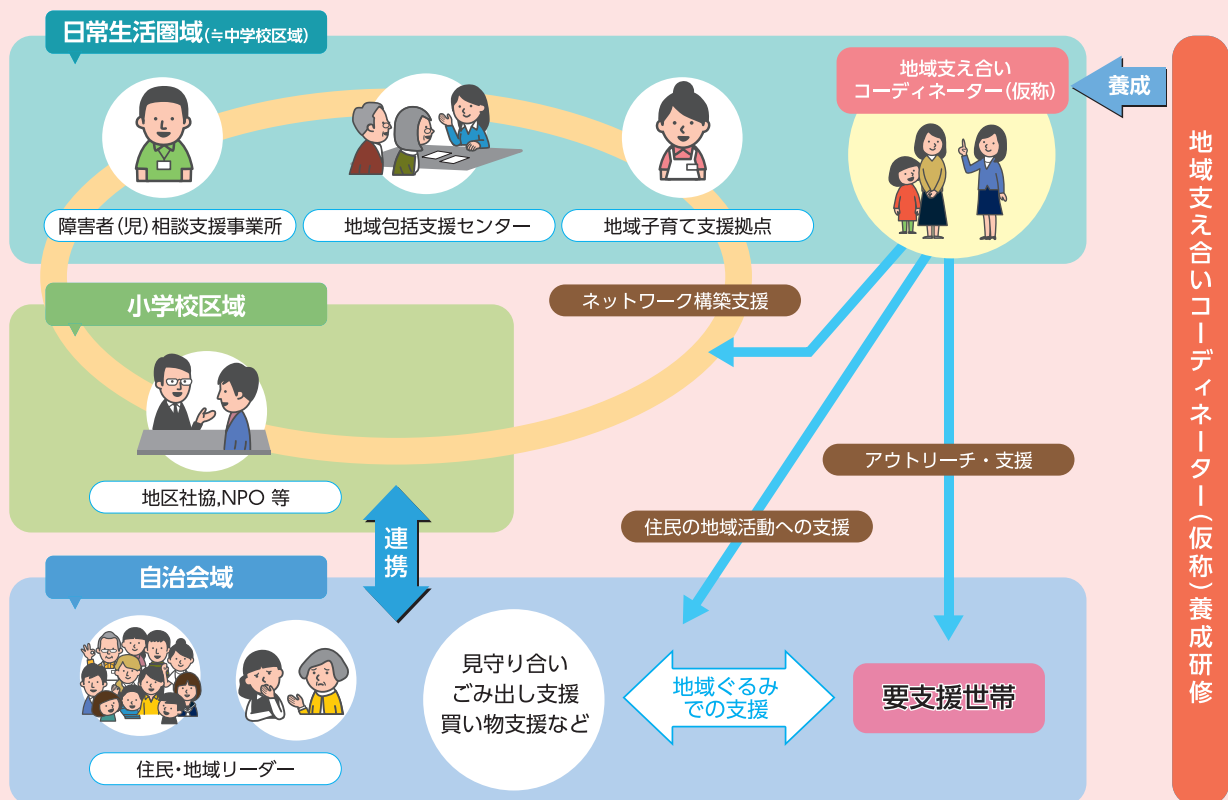
市町の実情に応じて、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の機能や、県内125圏域で構築されている地域包括ケアシステムの機能の強化、地域支え合いセンターの包括的な相談支援体制の活用などにより、自治会域、小学校区域、日常生活圏域、市町域の圏域において、「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」、「市町域の専門機関」が連携・協働する重層的なセーフティネットを構築し、誰もが身近な地域に必要な支援を継続的に受けることができる「地域支え合いネットワーク」づくりを進めていきます。

②地域支え合いコーディネーター（仮称）の養成・配置

市町の実情に応じて、日常生活圏域と市町域に、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどを養成して、地域支え合いコーディネーター（仮称）の配置に努めます。

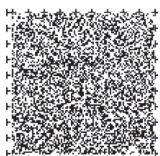
地域支え合いコーディネーター（仮称）の役割

- 地域住民からの相談などを基に、気になる世帯や人に対し、アウトリーチを行い、課題の掘り起こしを行います。
- 個人の支援や個人を支える地域を支援するため、地域での学びや居場所の仕組みづくり、住民と企業・ボランティア、NPOなど多様な主体とのつながりづくり、住民と専門職との協働を支援します。
- 既存の制度にはつながらない問題を発見し、課題化し、専門職の分野横断的なつながりをコーディネートすることで、解決に導きます。



③市町域における包括的な相談支援体制の構築

市町域に、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関などの機能を活用して、生活保護、教育、公営住宅、就労等の課題を解決するため、各分野が連携して総合的に対応できる相談支援体制の構築に努めます。



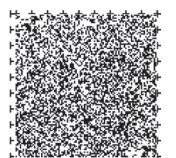
地域福祉を推進するための諸施策 (基礎的取組)

地域福祉を推進するため、重点的な取組に加え、これまで実施してきた取組の更なる向上を図ります。

見守り合い・ 支え合いの 推進	地域の見守り活動の推進	●社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、企業、地域住民等による日常的な見守りや支え合いの取組等の普及啓発を実施します。
	民生委員・児童委員の確保	●民生委員・児童委員の役割の重要性や活動内容についての普及啓発を実施します。
	地域の担い手の養成	●地域活動やボランティア活動の企画、活動内容の普及啓発を実施します。 ●地域で活動する地域リーダーや地域人材の養成や、分野別の専門職の資質向上に向けた研修を実施します。
	住民の学習機会の充実	●地域ごとの現状・課題を踏まえた実践型のワークショップの開催を推進します。
	学校教育における福祉教育の推進	●高齢者や障害者の生活の理解や疑似体験などの学習による知識の習得に加え、学校と地域等が連携し、高齢者等の立場を理解した上で自分にできることを考えたり、話し合ったりできるような学習を実施します。

共に支え合う 地域づくりの 推進	避難行動要支援者対策の推進	●地域の多様な主体による連携・協働した情報提供の仕組みづくりや役割分担により、避難情報等発令時の避難行動要支援者に対する避難支援の取組を推進します。
	外国人の生活支援の充実	●地域とつながりを持ちながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりを進めます。 ●地域行事や生活に関連した有益な情報を積極的に発信、生活相談や、医療、防災等の各分野での多言語化を推進します。
	矯正施設退所者の地域定着支援	●矯正施設退所者の再犯防止や、地域での自立した生活を実現するために、住居や生活保護等の福祉サービスへつなぐ等、行政や社会福祉協議会などによる相談・連携等を推進します。
	社会福祉法人による地域公益活動の促進	●各社会福祉法人が、その専門性を活かし、市町や社会福祉協議会等と連携して地域公益活動に取り組めるよう、各市町においてプラットフォームを構築します。

権利擁護の 推進	権利擁護の推進	●認知症などで判断能力が不十分な人の日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業(かけはし)の普及啓発を実施します。 ●市町に対して、市民後見人の養成や成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する情報提供や助言等を実施します。
-------------	---------	---





広島県地域福祉支援計画

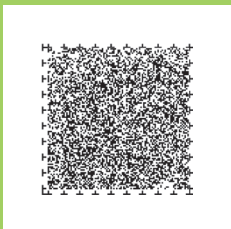
概要版

令和2(2020)年4月策定

広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-3136 FAX 082-223-3572



音声コード